

令和5年第4回定例会

新郷村議会会議録

令和5年12月 4日 開会

令和5年12月 8日 閉会

新郷村議会

令和5年第4回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和5年第3回議会定例会閉会（9月1日）後）	1
会期日程	3

第 1 号（12月4日）

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	6
職務のため出席した者の氏名	6
開会の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第64号から議案第82号までの上程、説明	8
散会の宣告	12

第 2 号（12月7日）

議事日程	13
本日の会議に付した事件	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	13
職務のため出席した者の氏名	14
開議の宣告	15
一般質問	15
永野 範 英 君	15
才 神 幸 男 君	18
稲 葉 嘉 浩 君	21

散会の宣告	2 6
-------	-----

第 3 号 (1 2 月 8 日)

議事日程	2 7
本日の会議に付した事件	2 8
出席議員	2 8
欠席議員	2 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	2 8
職務のため出席した者の氏名	2 9
開議の宣告	3 0
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	3 0
議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	3 0
議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	3 1
議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	3 2
議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	3 2
議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	3 3
議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	3 3
議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	3 4
議案第 7 2 号の質疑、討論、採決	3 5
議案第 7 3 号の質疑、討論、採決	3 5
議案第 7 4 号の質疑、討論、採決	3 6
議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	3 6
議案第 7 6 号の質疑、討論、採決	3 9
議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	4 0
議案第 7 8 号の質疑、討論、採決	4 0
議案第 7 9 号の質疑、討論、採決	4 1
議案第 8 0 号の質疑、討論、採決	4 1
議案第 8 1 号の質疑、討論、採決	4 2
議案第 8 2 号の質疑、討論、採決	4 3
議案第 8 3 号から議案第 8 4 号までの上程、説明	4 3

議案第 8 3 号の質疑、討論、採決	4 4
議案第 8 4 号の質疑、討論、採決	4 5
委員会の閉会中の継続調査について	4 5
村長挨拶	4 6
閉会の宣告	4 6
署名議員	4 9

諸般の報告（令和5年第4回議会定例会（令和5年9月1日）後）

令和5年12月4日（月）

◎ 議決結果の報告

- 9月8日、令和5年第3回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- 9月25日、10月24日及び11月21日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。
- 10月20日、監査委員から定期監査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- 10月20日、三戸郡町村議会議長会臨時総会出席。
- 11月15日、青森県町村議会議長会知事を囲む行政懇談会出席。
- 11月28日、青森県選出国會議員との懇談会出席。
- 11月29日、町村議会議長会全国大会出席。

◎ 議員派遣の報告

- 10月26日、青森県町村議会議長会、議長・副議長及び事務局長研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和5年10月26日

場 所 青森市

目 的 青森県町村議会議長会、議長・副議長及び事務局長研修会

派遣議員 細川真理子、村岡和俊、才神幸男

- 11月2日、三戸郡町村議会議員研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和5年11月2日

場 所 三戸町

目 的 三戸郡町村議会議員研修会

派遣議員 横道一男、福山恵一郎、滝沢 仁、才神幸男、稲葉嘉浩

- 11月9日、八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟総会及び第28回連携中枢都市圏の形成に関する講演会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和5年11月9日

場 所 八戸市

目 的 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟総会及び第28回連携中枢都市圏
の形成に関する講演会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、才神幸男、稲葉嘉浩

会 期 日 程

令和5年第4回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
1 2 月 4 日	月	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前 1 0 時
1 2 月 5 日	火	委員会	各委員会	午前 9 時
1 2 月 6 日	水	休 会	議案熟考	
1 2 月 7 日	木	本会議	一般質問	午前 1 0 時
1 2 月 8 日	金	本会議	議案審議	午前 1 0 時

第 1 日 (12月4日)

令和5年第4回新郷村議会定例会

令和5年12月4日（月曜日）午前10時02分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議案第64号から議案第82号まで（村長提出・提案理由説明）
-

本日の会議に付した事件

- 議案第64号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
議案第65号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
議案第67号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
議案第68号 新郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
議案第69号 新郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
議案第70号 新郷村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例案について
議案第71号 新郷村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
議案第72号 新郷村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例案について
議案第73号 新郷村下水道事業基金条例の一部を改正する条例案について
議案第74号 新郷村下水道事業債償還基金条例の一部を改正する条例案について
議案第75号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第4号）案について
議案第76号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について
議案第77号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について
議案第78号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第3号）案について
議案第79号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）案について
議案第80号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第2号）案について

議案第81号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）案について

議案第82号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案について

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	桜井真紀子君	企画商工課長 観光課長 兼農林課長	櫻臺博明君
建設課長	高見憲一君	税務課長	平葭美幸君
住民課長	中鶴間淳子君	厚生課長	福山徹君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	福山佐登志君

職務のため出席した者の氏名

議事局長	本間由美子君	主査	福山拓史君
------	--------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和5年第4回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時02分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、村岡和俊君、細川真理子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付したとおりであります。この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） おはようございます。

ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から12月8日までの5日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から12月8日までの5日間と決定いたしました。

◎議案第64号から議案第82号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第3、議案第64号から議案第82号までの議案19件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和5年第4回新郷村議会定例会の提案説明を申し上げます。

本日ここに、令和5年第4回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

さて、今年一年を振り返ってみますと、今年も自然災害が多かった年と言えると思っております。本村においても、9月の大雨により、田んぼや用水路への土砂流出、路肩決壊、のり面崩落など、被害に見舞われました。関係団体の協力を得ながら早急に対処したところであります。

農作物への被害は、夏場の高温障害により根菜類の品質低下が見受けられました。また、米に関しても、1等米64.7%、2等米34.0%、3等米1.3%と昨年より大幅に品質が落ちております。原因として、刈り遅れと害虫による品質低下であるとの報告を受けております。収穫期を迎えているながいもについては、太くはないが長く育っており、品薄のため価格が高めで推移しているようです。子牛価格は依然として価格が低迷しており、農家は昨年と同様に苦慮していることと思っております。

こうした背景を踏まえ、また、自主財源の乏しい村の財政を補う地方交付税が、国の行財政改革や経済動向等に左右されることから不透明であり、村の歳出、人件費や社会保障関係費など義務的経費、老朽化した公共施設の修繕・改修事業費の増嵩、デジタル化へ対応するための行政需要の発生など、依然として厳しい財政状況が続くと見込まれます。

さらに、エネルギー価格や工事請負費等の上昇、計画額の超過は不可避と考えられ、長期的な影響も想定されることから、新年度予算編成の方針として、昨年と同様の①資源価格、物価の高騰に対処し、幅広く情報収集を行い、住民サービスの充実に向け、経費の削減や効率的な

執行に努める、②スクラップ・アンド・ビルドの徹底、③財源調整のための基金取崩しの抑制、④投資的経費に充当する新規村債発行額の抑制、各部署に係る事務事業は事前に協議をする、また、国・県の動向を注視し、補助事業を受けて財源の活用を図る、さらに、村単独の負担金、補助金、交付金は事業効果等を精査し、住民サービス低下に十分配慮した編成を指示しているところであります。

これらを基本方針として、農林畜産業の推進、有害鳥獣対策、教育の推進、福祉の推進、定住化推進、観光商工の推進など、村の特性を生かした活力ある村づくりを目指していきたく思っております。

先般の全国町村長大会で、地方交付税等の一般財源総額確保を第一に掲げ、森林環境譲与税の対象となる森林・森林面積割合の見直し、少子化対策の推進と子ども・子育て政策の強化などを政府に要望するよう決議しております。

また、財源に乏しい財政基盤の弱い過疎地域の町村は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされており、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林、公共交通問題、維持困難な集落の増加など多くの課題を抱えているため、過疎対策等の推進も国に要望したところであります。多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債の必要額を確保し、ハード分の対象事業を公共施設の除去等へ拡大するとともに、発行限度額を引き上げることや、辺地対策事業債についても、人口減少に伴う辺地地域の人口要件を緩和するよう要望しております。

このように、国に対し財源確保の要請はしてまいりますが、村として財政規模に見合った事業の展開を図っていきたく思っております。

令和5年度の当初予算で計上した諸事業も順調に推移しており、工事関係の災害復旧事業や橋梁事業については、ほぼ発注済みとなっております。予算執行率は10月末現在で一般会計35%、特別会計42%となっております。今後は計画の遂行に伴って、適正な予算執行に努めてまいります。

基幹産業である農業の発展と住民の生活を守り、住民座談会での意見等を精査しながら、元気で幸せな新郷村を目指し、邁進してまいりたいと思っておりますので、議員皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました議案19件についてご説明申し上げます。

議案第64号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、議会の議員の期末手当の支給割合を改めるために提案するものであります。

議案第65号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例案については、特別職の職員で常勤の者の期末手当の支給割合を改めるために提案するものであります。

議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、青森県人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するために提案するものであります。

議案第67号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正が必要となったために提案するものであります。

議案第68号 新郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）が公布されたことにより、本条例の一部について所要の改正が必要となったために提案するものであります。

議案第69号 新郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）施行により関係法令が整備され、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の一部が改正されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことから、本条例の一部について所要の改正が必要となったために提案するものであります。

議案第70号 新郷村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例案については、簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の一部を適用し企業会計へ移行するために、条例を制定する必要があるために提案するものであります。

議案第71号 新郷村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案については、簡易水道事業の給水区域に地区を追加するために、改正が必要となったために提案するものであります。

議案第72号 新郷村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例案については、簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用し企業会計へ移行するため、所要の改正が必要となったために提案するものであります。

議案第73号 新郷村下水道事業基金条例の一部を改正する条例案については、下水道事業に地方公営企業法の一部を適用し企業会計へ移行するに当たり、所要の改正が必要となったために提案するものであります。

議案第74号 新郷村下水道事業債償還基金条例の一部を改正する条例案については、下水道事業に地方公営企業法の一部を適用し企業会計へ移行するに当たり、所要の改正が必要となったために提案するものであります。

議案第75号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第4号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,822万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億436万4千円といたしました。

歳入の主なる内容は、14款国庫支出金、2項国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金795万3千円、16款財産収入、2項財産売払収入で分収造林地立木売払収入924万円、18款繰入金、2項基金繰入金で財政調整基金871万3千円、21款村債、1項村債でふるさと新郷中山間地域総合整備事業債2,130万円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なる内容は、2款総務費、1項総務管理費で情報システム整備等業務委託料で114万5千円、3項戸籍住民登録費で戸籍システム改修業務委託料ほかで795万3千円をそれぞれ追加しております。

3款民生費、1項社会福祉費で光熱水費150万円を追加しております。

4款衛生費、2項水道費で小規模水道等施設整備費補助金250万円を追加しております。

6款農林水産業費、1項農業費で修繕費337万7千円、2項林業費で分収交付金808万5千円をそれぞれ追加しております。

8款土木費、2項道路橋梁費で工事請負費300万円を追加しております。

10款教育費、5項社会教育費で印刷製本費100万円、修繕費120万円をそれぞれ追加しております。

議案第76号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,810万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,406万7千円といたしました。

議案第77号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,952万1千円といたしました。

議案第78号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,809万3千円といたしました。

議案第79号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算の款内を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,966万4千円といたしました。

議案第80号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第2号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,856万5千円といたしました。

議案第81号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,998万円といたしました。

議案第82号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,686万7千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、数字等の読み違いについては、議長において訂正願いたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る12月7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時26分）

第 2 日 (12月7日)

令和5年第4回新郷村議会定例会

令和5年12月7日（木曜日）午前10時01分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
永野範英君
才神幸男君
稲葉嘉浩君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 稲葉嘉浩君 | 2番 | 永野範英君 |
| 3番 | 才神幸男君 | 4番 | 横道一男君 |
| 5番 | 村岡和俊君 | 6番 | 滝沢仁君 |
| 7番 | 細川真理子君 | 8番 | 福山恵一郎君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|--------------------------|--------|
| 村長 | 櫻井雅洋君 | 副村長 | 横田堅悦君 |
| 教育長 | 岡田稔君 | 総務課長 | 横道敏克君 |
| 会計管理者 | 桜井真紀子君 | 企画商工課長
兼観光課長
兼農林課長 | 櫻基博明君 |
| 建設課長 | 高見憲一君 | 税務課長 | 平葭美幸君 |
| 住民課長 | 中鶴間淳子君 | 厚生課長 | 福山徹君 |
| 診療所事務長 | 工藤勝志君 | 教育委員会
総務課長 | 福山佐登志君 |

職務のため出席した者の氏名

議 務 局 会 長 本 間 由 美 子 君 主 査 福 山 拓 史 君

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時01分）

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 永 野 範 英 君

○議長（横道一男君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、永野範英君。

○2番（永野範英君） おはようございます。

議席番号2番、永野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして2点ほど質問をさせていただきます。

本日は新郷小学校の児童の皆さんにもおいでをいただきました。本当にご苦労さまでございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、1点目でございますが、観光客誘致についてであります。

インバウンド誘致に向けた観光施策についてお伺いいたします。

令和5年11月9日の某新聞に、「外国人がナニャドヤラ体験、訪日客誘致へモニターツアー」と掲載されておりました。青森県内外に滞在する外国人ら32人が11月3日、4日の両日、キリストの墓などのミステリースポットを訪れたとのこと。このツアーは、インバウンドの地方誘致を模索するための観光庁の事業の一環で、本社が東京都にある日本旅行が企画し、アメリカ、カナダ、ベトナム、モンゴル、中国などの出身者らが参加したとのことでした。

新型コロナウイルスが一段落し、インバウンドについても、ますますはずみがつくと思われ
ます。新聞を見て、新郷村の観光も頑張っているなど感じた次第であります。

モニターツアーが開催されてから1か月以上経過いたしますが、その後どのような展開
になっているのかお聞かせ願いたい。

次に、2点目でございますが、令和6年度予算編成についてであります。

令和6年度予算編成の方針、基本的な考え方についてお伺いいたします。

新年度予算編成の時期となりましたが、令和4年度決算事業及び今年度実施された事業成果などを踏まえまして、令和6年度予算編成の方針、コロナ禍における村財政に対しての令和6年度予算への影響、そして基本的な考え方について伺いたい。

以上、2点の答弁をお願いし、再質問は自席にて行います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

今日は、教育の一環として、小学校児童の皆さんが傍聴されております。村の議会の仕組みや村の仕事を勉強されて、村を担う子供たちがこういうことに興味を持ってもらいながら、将来の新郷村の発展に取り組んでいてもらいたいと思っております。皆さんの傍聴を心から歓迎し、一般質問の答弁をさせていただきます。

まず初めに、2番、永野議員の観光客誘致についての質問にお答えいたします。

今年5月にコロナ感染症に対する規制が解除された後、国内外問わず観光が一気に回復してきております。こういった状況を踏まえ、国ではインバウンド対策に力を入れ、東京や京都など有名な観光地に限らず、日本全国への誘客を図るため観光庁主導で補助事業を実施し、その中で日本旅行が企画したキリストの里をメインとしたモデル事業が採択されております。

事業の内容として、①ガイド育成研修、また2番としてホームページの作成、3番としてモニターツアーの実施、④伝承館など主な観光地の外国語看板の設置、5として新郷村内の観光関係者を集めての勉強会、6として新たな特産品の開発などが挙げられると思います。

まだ事業期間中なので結果は出ていませんが、先月のモニターツアー客にアンケート実施を行いました。意見、感想を求めると聞いております。アンケート調査や勉強会を通じて、観光客を迎える村側としても足りないところや改善点が出てくるでしょうから、今後の観光対策に参考になると考えております。

先月のモニターツアーの際、参加者と直に会った際には、おおむね好意的な意見をいただいていることから、今後インバウンドツアーが新郷村に来ることを期待していますし、その際には村としても協力していきたいと考えております。

次に、令和6年度予算編成についてのご質問にお答えいたします。

本村の財政状況については、令和4年度決算において財政の健全化を示す健全化判断比率は早期健全化判断基準を下回っております。本年度は、エネルギー価格、物価高騰の影響を受け

ている村民に対し、地域振興商品券、事業継続支援金、臨時特別給付金及び農家支援持続化給付金等を支給し、経済的負担の軽減を図っているところであります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、個人消費や観光需要等の回復が見込まれる一方、社会情勢や物価等を背景に、人件費、燃料費、光熱費などの経常経費の増加が続くものと考えております。

このような状況の中、令和6年度の予算編成においては、本定例会の冒頭にお話しいたしましたので重複しますが、経常経費の影響を受けた工事請負費等の上昇が想定され、計画額との超過は不可避と考え、さらに長期的な影響も念頭に置きながら既存事業の見直しや再構築を行い、限られた財源の中で村発展の礎となる政策を積極的に展開することを目指し、昨年度と同様に、①として資源、物価の高騰を見据えた取組、②スクラップ・アンド・ビルドの徹底、③財政調整のための基金取崩しの抑制、④投資的経費に充当する新規村債発行額の抑制、この4つを基本方針として定めております。これらを基に、農林畜産業の推進、有害鳥獣対策、教育の推進、福祉の推進、定住化促進、観光商工の推進など、村の特性を生かした魅力ある村づくりを目指してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げ、永野議員の質問にお答えいたします。

○議長（横道一男君） 2番、永野範英君。

○2番（永野範英君） ありがとうございます。

インバウンド誘致について、誘致に向けた観光施策についてでありますけれども、11月8日の新聞では、「企画開発については、旅行会社と村側は今後、参加者のアンケートなどを基にニーズを把握し、企画開発につなげたい考えだ」と載ってございまして、アンケートは終了していたと思っておりますけれども、現在企画開発中であるとのことではございますけれども、これからキリストの里伝承館内に外国人用のチラシとかパンフレット、掲示板などを整備するというふうなことを聞いておりますけれども、それから観光庁からも認定済みであるという説明を先ほど受けましたが、今後インバウンドの方々とか一般客の方々とか多数訪れることが予想されます。

先ほど、案内人とか観光ガイドの養成については、随時研修会などを行うとのことではございますけれども、研修会に参加する方々の対象範囲ですか、基準などをどのように考えているのか。例えば、村外の方でも興味があればお願いするとか、観光協会の会員でなければならないとか、様々あると思うのですが、現在検討している範囲内で結構でございますので、お知らせを願いたいと思います。

それから、外国人の方ですから、日本語が分からない外国人観光客のための通訳などもこれから必要になってくるとは思いますけれども、そのような通訳などについてはどのように考えているのかお知らせを願いたいと思います。お願いいたします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） ガイド育成研修のことなんですが、前に村で観光をやっていた方等々に要請しながら取り組んでいければなというふうに考えております。あくまでも人材育成という形になると思いますが、その辺は要請を受けたらできるだけ応えてくれるようなことをしていただきたいなというふうに考えておりますし、また、庁内の中には英会話できる職員もおりますので、その辺も駆使しながら、やっぱりインバウンド、外国人に対しての観光等々について進めてまいりたいなと、そういうふうに考えております。

○議長（横道一男君） 2番。

○2番（永野範英君） ありがとうございます。

インバウンド誘致に向けた観光施策については、当村には、異色の観光資源であるキリストの墓を代表いたしまして、大石神ピラミッド、長慶天皇などのインパクトのある観光スポットが存在しております。コンテンツ次第では、外国人観光客誘致は相当期待できるものと思いますので、これから誘客できる観光事業を展開していただきまして、観光客誘致と地域経済の活性化を図っていただきたいと考えております。

それから、令和6年度予算編成については、村財政につきましては相当苦しいとは思いますが、どうか村民、特に子供、高齢者に優しく、そして暮らしやすい元気で幸せな令和6年度となるようお願いをするものであります。

本日は、インバウンド誘致に向けた観光施策について、令和6年度予算編成の方針、基本的な考え方についての2点について質問をさせていただきました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（横道一男君） 以上で、永野範英君の一般質問を終わります。

◇ 才 神 幸 男 君

○議長（横道一男君） 次に、才神幸男君の発言を許します。

3番、才神幸男君。

○3番（才神幸男君） おはようございます。

ただいま議長のお許しがありましたので、質問させていただきます。

1、河川について。

要旨、河川の整備、水害対策について。

明細、村には浅水川、五戸川、支流の三川目川があり、昔から村の農業などに重要な役割を果たしてきたと考えております。と同時に水害も多く発生し、五戸川、三川目川にはダムが建設され、被害も軽減されましたが、今なお被害が出ている状態です。

毎年、線状降水帯による被害が全国各地で発生しており、今後、村でも発生することを考えなければならないのではと思っています。

河川を見ますと、土砂がたまり、雑草等が生えており、これらの整備、また、水害への対策、発生したときの対応をどのように考えているのか村長に伺いたい。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは次に、3番、才神議員の質問にお答えいたします。

浅水川、五戸川、三川目川については、青森県が管理している河川であります。線状降水帯による被害はないものの、昨年、今年と続けて災害が発生しており、県管理の河川災害で新郷村分については、令和4年度に発生した13か所は、ほぼ復旧工事は完了しております。今年発生した6か所は、現在災害査定を受け、年度内には工事完了するものと思っております。また、被災された箇所土砂は除去するようにしております。

なお、河川区域内における雑木の伐採、利用については、河川砂防課において取扱要領を制定してあるので、申込みがあった場合、申請させているところであります。

堆積した土砂の除去については、毎年要望しておりますが、現在1か所の工事が完了しております。先般の地域座談会でも河川堆積除去の要望があることから、引き続き青森県に要望してまいりたいと思っております。

また、水害発生時の対応としては、消防や建設業協会、庁内の各担当と連絡を取り合い対処していきたいと考えております。

以上、才神議員の答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 3番。

○3番（才神幸男君） 村長の答弁では、要望している箇所もいろいろある、またはもうそれなりに済んでいる場所もあるということで、まず今年も9月の大雨で村では大小30か所以上の被害が出ており、いまだに工事をしている場所が見られます。

先ほど村長が言ったように、浅水川は1級河川、五戸川、三川目川は2級河川で、県の管理

で、村の建設業者にも管理委託しているという認識を持っております。もし村に線状降水帯が発生し大雨が続けば、まず考えられるのは、ダムの水位、そして放流ではないかと思いますが、そこで次の4点を村長に伺いたい。

1点目、ダムの放流までの過程は。

2点目、各河川の水位観測場所、そして避難判断水位、また氾濫危険水位は何メートルか。そして、その発令を出す部署はどこなのか。

3点目、水害が発生すれば当然職員も動くわけですが、初動体制のマニュアルが作成してあるのか。

4点目、護岸を歩けば雑草雑木が、またさびついた字が読めない看板が見られ、景観上よくないのではと。また、足場の悪い河川で草刈りなどを行っている住民を見かけますが、これは村の事業で行っているのか。

以上、伺いたい。

○議長（横道一男君） 総務課長。

○総務課長（横道敏克君） まず、1点目のダム放流までの過程でございますけれども、ダムにつきましては、青森県の管理となっておりますので、県の指示によって従うこととなっております。

2点目の水位観測所の場所でございますけれども、浅水川におきましては、西越田中地区に1か所ございます。五戸川につきましては、村内にはありませんが、直近でありますと又重地区に1か所ございます。浅水川の避難判断水位ですが、1.95メートルとなっております。

3点目のマニュアルにつきましては、防災計画等で定めており、それに従って行動するようにしております。

4点目の河川の草刈りについてですが、こちらも管理は県のほうとなりますので、村が指示して草刈りをさせているということはありません。

以上です。

○議長（横道一男君） 3番。

○3番（才神幸男君） 前に私も、いろいろ説明ではあるんですけども、浅水川の水位観測所1点、あの辺には村の自動水位測定があって、随時、県のほうに報告になっているという話も聞いたことがあるんですけども、その辺は村は関知はしていないんですか。

○議長（横道一男君） 総務課長。

○総務課長（横道敏克君） 先ほどから申し上げますけれども、河川につきましては県

の管理となっており、随時、県のほうからは水位が上がった際にはファクス等により連絡が入る体制となっております。

○議長（横道一男君） 3番、才神幸男君。

○3番（才神幸男君） もう一点、先ほど言った避難判断水位とか氾濫危険水位は、これは村である程度メーターというか計測というか、それは出すとき、何メーターだというのは、防災マップにもついているんだけど、村で出すといった感じで書いてあるんですけども、その辺はどうなっているんですか。

○議長（横道一男君） 総務課長。

○総務課長（横道敏克君） 河川における氾濫注意、避難判断の水位につきましては、県のほうで設定しておりまして、その水位が近くなった際には県のほうから連絡が入りまして、その状況を見て村で判断して対応するという形になっております。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 付け加えますけれども、河川と、県民局と私の携帯がホットライン結んでいるんですよ。危険水位に達した場合、即いつでも携帯が鳴って、その後、担当課が役場のほうにおりますので、そういうときは役場の中におりますので、私もすぐ駆けつけてその水位を見守りながら、そして実際は避難勧告等々については村が発令しますけれども、警戒水位に達したよとかというのは県のほうから連絡来るようにしておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（横道一男君） 以上で、才神幸男君の一般質問を終わります。

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（横道一男君） 次に、稲葉嘉浩君の発言を許します。

1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

青森県産業技術センターの研究所が開発した生食用のサーモン、青い森紅サーモンは、令和5年度産の出荷が最盛期を迎えております。程よい脂乗りでおいしいと評判の青い森紅サーモンは、生産総数の半分以上が新郷村の養殖場で生産されています。新郷村の豊富な湧き水と河川水で育った紅サーモンは、新郷村の特産品と言っていいでしょう。

また、新郷村が商標登録を取得している生キャラ煎餅は、国会内でもおいしいと評判がいい

らしく、このたび、本県選出の参議院議員、田名部匡代さんより同僚議員のお土産として大量の注文が入ったと聞いております。

そこで、生キャラ煎餅と同様、新郷村が商標登録を取得している新郷ブランド郷のきみと郷のきみの会の現状と、新郷ブランド郷のきみの今後の展望について、次のとおりお聞きいたします。

1、郷のきみの会と新郷村の関係性は。

2、郷のきみの会に属する生産農家が最大9件から昨年度までに2件に減少した理由は何だと考えるのか。

3、上記生産農家の減少に対して新郷村はどのような対応をしたのか。

4、今年度の郷のきみの実績は。

5、村長は、さきの9月議会定例会において、今後必要があれば生産者と協議し検討していきたいと述べているが、生産農家との協議は行われたのか。

6、今後、新郷ブランド郷のきみを維持し、さらに発展させるためには、どのような施策が必要と考えるのか。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、1番、稲葉議員の郷のきみのご質問にお答えいたします。

今年の9月議会の才神議員の一般質問の際にも一部回答しておりますが、①郷のきみは、平成22年に、村の特産品として有機資源センターの堆肥を使った農産物を作ろうということで、農業後継者の会の有志がきみの生産に着手したものであります。その際には一部運営費を助成していました。その後、農業後継者の会から独立し、新郷村郷のきみの会として活動しています。独立を契機に運営費は補助はしておりません。また、村ではブランドの確立と経営安定に寄与するため、平成27年に商標登録申請を行い、新郷村郷のきみの会には無償で使用してもらっています。

2番の生産農家が減少した理由ですが、ブランドを守るために厳しい品質管理を求められていること、また、にんにくやながいもなどの本業をやりながらきみの作付をやっているため、収穫期に手が回らないこと、次に安定した販売先が見つからなかったことなど、利益が少ないなどが主な理由と聞いております。

次に、農家減少に対しての村の対応ですが、生産農家が自主的にやっているということから、

現段階では特に対策はしておりません。そして、次の生産農家との協議も今のところはしておりません。

6番として、村が農家に対して強制することは考えていませんが、ブランドを守っていくためには生産量の安定的な確保が必要なので、生産農家が増えるよう促進してまいりたいと思っております。そして、販路拡大のため、各種イベント等でPRを行うことが村の役割であると思っております。

以上、稲葉議員の答弁とさせていただきます。

なお、4番の今年度の実績については担当課長より答弁させます。

○議長（横道一男君） 農林課長。

○企画商工観光課長兼農林課長（櫻墓博明君） それでは、1番、稲葉議員のご質問にお答えします。

4番、今年度の実績ですが、販売本数は2万1,663本、売上金額は331万5,215円と聞いております。

以上、稲葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） ただいま答弁いただきました郷のきみの会との新郷村との関係性ということなのですが、郷のきみの会は現在、任意の一団体にしかすぎないです。後継者の会の中の部会の一つとしてスタートした後、農業後継者以外の農家も参加できるように、事務局や会計も全て郷のきみの会に任せるということで、厳密には農業委員会も農業後継者の会も関係のない、現在は一任意団体となっていると聞いています。

郷のきみは、今年度は生産者は3件です。郷のきみスタート時は、安定した商品を作る生産体制や品質基準、生産マニュアルも確立されていなかったのではないかと。村長の答弁にもありましたけれども、販売方法や販売先についても手探り状態で進めてきたのではないかと。さらに、取れたての新鮮な郷のきみを売りにしているものですから、早朝からの作業と、収穫から出荷までの全てが手作業で大変だったということです。その割には、思うようにやはり収入にならなかったということが原因だと聞いております。

今年度の郷のきみの実績については、11月19日、新聞記事で新郷の郷のきみが取り上げられ、今年度は2万1,495本の収穫で、先ほど課長が言いましたけれども、約331万円の売上げです。

一方で、生産農家3件で廃棄された郷のきみは約2万本にもなります。原因は猛暑や大雨の

影響だけではありません。真空パックできれば、加工が間に合えば、商品になった郷のきみもあつたそうです。

現在、加工施設として、ものづくり学校、旧川代小学校の給食室を使い、ゆで釜1つで行っております。ゆで上がるのに40分以上かかるそうです。今年、郷のきみの会から、加工のためのゆで釜1つではとても間に合わない、何とかならないかという話がありました。そこで急遽、間木ノ平グリーンパークにある使われていない大きな釜を使用してもいいという了解をいただきました。ただし、ガス等の設備は自分たちでやるようにとのことでした。実際には使用しませんでした。遅きに失する対応でした。

村長は、新年の挨拶をはじめ、様々な場面で新郷ブランド郷のきみを売っていきたいと述べています。が、しかし、言うだけで、現在、村から補助金等の支援はなく、本気度が見えない。

生産農家の努力で、販売先は国内で拡大し、さらに海外にまで広がっています。ふるさと活性化公社はアマゾンでの販売を開始しています。ところが、商品がない、生産加工が追いつかないなど、郷のきみが危機的な状態であることを村長はご存じでしょうか。今後、生産農家との協議を、今後というか、生産農家との協議はしていないということでしたが、今後は加工施設しかり、鳥獣被害対策も必要です。来年度に予算化して早急に取り組まなければならない事案ではないでしょうか。

村長はこのことをどのようにお考えですか。今後の対応をお答えください。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今後の対応ということですが、例えばそういう生産している農家から協議したいという要請があれば、いつでも言っていただきたいなと思っております。ただ、こちらから、じゃやりましょうという声かけというのはやっぱりなかなかできないのかなと。

例えば、先ほど冒頭で話しましたように、紅サーモンにしても村では一切手かけていないんです。それでもブランド品として立ち上げている。一番、村として助成しているのは、キクラゲについては、菌床の助成はしておりますけれども、そういうふうな形で少し生産者からもある程度村に頼ってくださいとはあれなんです、できればそういうふうな形で協議されてもいいのかなと。

ですから、私たちは、村としてやれることはPR活動しかないのかなと。生産意欲を持っている人を個々につくってくれないかと、そういう要請だけしかできないのかなと。あくまでも、そういうふうな考えでおります。

○議長（横道一男君） 1 番。

○1番（稲葉嘉浩君） 今、村長が言いました青い森紅サーモンですが、青い森紅サーモンの生産者も3件です。郷のきみの生産者も現在3件。事業主体や生産規模が郷のきみと大きく違うので比較はできませんが、参考のため申しますと、令和2年11月デビュー時に比べ、翌年、令和3年度の出荷量は2.8倍の約14トン、令和4年度出荷量は約17トン、今年、令和5年度は約20トンのお荷を見込んでいるそうです。右肩上がりです。

11月19日の新聞記事で、郷のきみの課題として、栽培農家減少と出荷体制が挙げられていました。そのとおりだと思います。私は、今後、新郷ブランド郷のきみを守り発展させていくためには、指摘されたとおり、郷のきみの会の生産農家を増やすことも大事ですが、郷のきみの会と商標登録を有する新郷村、つまり企画商工観光課を中心とした農林課、そして農業委員会と一緒にプロジェクトチームを立ち上げ、品質基準、生産マニュアルを確立し、金銭的な支援はもちろん、生産加工に適した環境を整えて、安定した品質で、安全なおいしい郷のきみを提供できるようにすることが必要と考えますが、櫻墓課長、そして村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 一団体に助成していくということは、やはり考えていかなければならない。これは例えばブランド品を持っている郷のきみだからということではなくて、農家の人が、例えばブランド品でなくても、にんにくでもながいもでもいっぱい作っているわけですよ。じゃ、その人たちにも助成していくのかということになると、災害があつたりなんかしたときはそれなりに助成している。そして、例えば郷のきみのほうからでもそういうふうな要請があれば、協議の場に着くということを進めていかなければならないのかなど。こちらから全て村主導でやっていくと、どうしても長続きしないと、私はそう思っております。

○議長（横道一男君） 農林課長。

○企画商工観光課長兼農林課長（櫻墓博明君） 稲葉議員の質問にお答えします。

現時点でプロジェクトチームをつくってという考えは持っておりませんが、今後、生産農家、新郷村郷のきみの会の方々とお話はしていきたいと考えております。その中で、村のほうで助成することが必要となる場合においては、村長のほうとも協議して進めていきたいと考えております。

回答は以上です。

○議長（横道一男君） よろしいですか。終わりですか。

（「はい」の声あり）

○議長（横道一男君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時42分)

第 3 日 (12月8日)

令和5年第4回新郷村議会定例会

令和5年12月8日（金曜日）午前10時01分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第64号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第67号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第68号 新郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第69号 新郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第70号 新郷村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例案について
- 日程第 8 議案第71号 新郷村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第72号 新郷村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第73号 新郷村下水道事業基金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第11 議案第74号 新郷村下水道事業債償還基金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第12 議案第75号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第4号）案について
- 日程第13 議案第76号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第14 議案第77号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について
- 日程第15 議案第78号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第3号）案について

- 日程第16 議案第79号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)案について
- 日程第17 議案第80号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算(第2号)案について
- 日程第18 議案第81号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)案について
- 日程第19 議案第82号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)案について
- 日程第20 議案第83号から議案第84号まで(村長提出・提案理由説明)
- 日程第21 議案第83号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第22 議案第84号 令和5年度新郷村一般会計補正予算(第5号)案について
- 日程第23 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員(8名)

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	桜井真紀子君	企画商工 観光課長 兼農林課長	櫻臺博明君
建設課長	高見憲一君	税務課長	平葭美幸君

住 民 課 長 中鶴間 淳 子 君 厚 生 課 長 福 山 徹 君
診 療 所 事 務 長 工 藤 勝 志 君 教 育 委 員 会 長 福 山 佐 登 志 君
教 務 課 長

職務のため出席した者の氏名

議 事 局 会 長 本 間 由 美 子 君 主 査 福 山 拓 史 君

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時01分）

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第1、議案第64号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第2、議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第65号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第3、議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第66号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第4、議案第67号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第67号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第5、議案第68号 新郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第6、議案第69号 新郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第69号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第7、議案第70号 新郷村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第70号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第8、議案第71号 新郷村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第71号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第9、議案第72号 新郷村簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第10、議案第73号 新郷村下水道事業基金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第11、議案第74号 新郷村下水道事業債償還基金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第12、議案第75号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） 歳入の16款2項1目不動産売払収入、分収造林地立木売払収入924万とあります。これはどこ何年の契約だったのか。また、分収の割合をお知らせください。

また、歳出のほうで、6款2項林業費、2目、分収交付金、質問かぶるんですけども、808万5千円、どの団体に交付したのか。また、この924万と808万5千円との差額はというふうになっているのかお知らせください。

○議長（横道一男君） 農林課長。

○企画商工観光課長兼農林課長（櫻墓博明君） 滝沢議員の質問にお答えします。

16款2項財産売払収入の分収造林地立木売払収入ですけども、昭和29年に契約をしまして、50年の契約期間となっております。この契約が終了したことにより、そのこの当地の立ち木を伐採し、その売払い収入を、分収契約をしておりましたので、分収割合に応じて村にお金が入ってくるということになります。分収割合ですけども、国が2割、村が1割、それから地元の金ヶ沢下通り部落部分林という団体が7割となっております。

歳出のほうなんです、補正予算書の18ページになります。

林業費の2目造林費、分収交付金808万5千円は、この金ヶ沢下通り部落部分林のほうへ7割分としまして808万5千円を支払います。残りの111万5千円は村に入るものですけども、こちらのほうは一旦、農林業振興基金のほうに積立てをするということで、1目の林業総務費、積立金のほうに計上しております。

以上となります。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） その金額のあれは分かりましたけれども、切り出した土地の所有者とどうかと、あと切り出した後の状況、植林はしているものか、そこをお知らせください。

○議長（横道一男君） 農林課長。

○企画商工観光課長兼農林課長（櫻墓博明君） 該当する土地は国有林です。切り出した後は国のほうの別な事業でまた造林する計画になっておりますが、詳細については今協議中です。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） これって、この分収林契約というのは、今までも結構あったと思います。また今後もどれぐらいの団体があるものなのか、まずそこをお知らせしてほしいこと

と、じゃ例えば今、今回、下通り何だか組合というところであったと思うんですけども、じゃその人たちは、今この分収林契約終わってしまえば、もう今後その土地には関係、携わらないということになっていくのかをお知らせください。

○議長（横道一男君） 副村長。

○副村長（横田堅悦君） 今の滝沢議員のご質問にお答えしたいと思います。

これは国有林地内に分収契約したもので、2通りありまして、直接、国有林、営林署のほうと各団体というか部落のほうと定期契約しているの、それからもう一つは今こういうふうにな郷村も関わった分収というふうなことで、多分何年か前に南川目の部分林組合というのが全て解散して、清算して、同時に女ヶ崎のときも同じくやって、残ったのがここだけで、もうこれで全部、国有林関係のはなくなるというふうに思っています。

今後は、まず部落については解散と、土地はあくまでも国有林を活用して造林した、昔、木炭組合とか何とかやってやった関係の継続でやっているの、村が加入したのは、多分そのときに苗木等を村のほうで助成した関係で1割の分収分が発生しているというふうな形のものであると思っています。

よって、もう今の下通りの営林署関係の分収というのにはなくなると思います。村独自の分収契約というのでも部落部分林というふうなことでまだいっぱいありますけれども、そちらのほうは今ちょっと数のほうは把握していませんので分かりませんが、たしか営林署の関係はこれでなくなるというふうに私記憶しています。

以上でございます。

○議長（横道一男君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第75号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第13、議案第76号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） いいですか。今気づいたんですが。さっき議長よ、昭和29年から50年って、間違いじゃないの。50年の契約とすれば、そこは私50歳だもの、48年かそこから……。

（「昭和29年から昭和79年までの50年間のという」の声あり）

○議長（横道一男君） ちょっと待って。これ、じゃ一旦、休憩取ります。休憩します。

（午前10時20分）

○議長（横道一男君） じゃ、休憩を解き開会いたします。

（午前10時20分）

○議長（横道一男君） 農林課長。

○企画商工観光課長兼農林課長（櫻墓博明君） 先ほどの滝沢議員の質問への答弁、一部訂正
いたしたいと思います。

分収契約の契約期間は昭和29年から昭和79年までの50年間と記載されております。

以上のように訂正いたします。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第14、議案第77号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会
計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第77号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第15、議案第78号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正
予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第78号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第16、議案第79号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第17、議案第80号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第80号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第18、議案第81号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 1 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 2 号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第 1 9、議案第 8 2 号 令和 5 年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第 8 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 2 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 3 号から議案第 8 4 号までの上程、説明

○議長(横道一男君) 日程第 2 0、議案第 8 3 号から議案第 8 4 号の議案 2 件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(櫻井雅洋君) それでは、追加提案いたしました議案 2 件についてご説明申し上げます。

議案第 8 3 号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案については、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 7 号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正が必要となったために提案するものであります。

議案第 8 4 号 令和 5 年度新郷村一般会計補正予算（第 5 号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 1 5 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 億 2, 5 8 6 万 4 千円といたしました。

歳入の主なる内容は、1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2, 1 5 0 万円を追加しております。

歳出の主なる内容は、2 款総務費、7 項企画振興費で住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金 2, 1 0 0 万円を追加しております。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第 8 3 号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第 2 1、議案第 8 3 号 新郷村手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 3 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第22、議案第84号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第5号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第84号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（横道一男君） 日程第23、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建設及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

(午前10時33分)

◎村長挨拶

○議長（横道一男君） 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 議長のお許しを得ましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今月の4日から始まった本定例会に提案いたしました全ての議案、原案どおりご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

また、追加提案いたしました2議案は、急遽、国からの指示により年内に施行することになったために提案したものであります。

会期中、議員皆様からいただいたご意見やご要望等については、検討し、精査しながら村政に反映されるよう職員共々努めてまいりたいと思っております。

自然災害が多かった年ではありましたが、新郷村にとって大きな事件、事故、そして人命に関わる災害に見舞われることなく、平穏無事に終わろうとしておりますが、物価高騰により住民や農家が痛手を被っております。村でも負担軽減の対応は行っておりますが、今後において、国や地域経済の動向を見定めながら、村政運営に尽力してまいりたいと思っております。

今月13日から県下一斉年末特別警戒取締りが始まります。年末を控え、飲食会が多くなると思いますが、交通事故等に十分配慮し、年末年始を過ごしていただきたいと思っております。

コロナ感染者は、小学校、中学校でも、住民からも報告はないが、その反面、インフルエンザが流行しているようです。日増しに寒さも厳しくなり、年末年始は何かとご多忙の日が続き、人の往来が多くなるこの時期、コロナ、インフル感染対策に心がけ、議員の皆様方には体調管理に徹し、村政発展のためにご指導、ご鞭撻くださるようお願い申し上げますとともに、去る年を顧み、迎える年が皆様にとってさらなる飛躍のよい年となりますことを心よりお祈り申し上げます、お礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 以上で、令和5年第4回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年3月4日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 細川 真理子

署 名 議 員 村岡 和俊